



【問合せ先】

第七管区海上保安本部
交通部 安全対策課長
古場 芳樹
TEL 093-321-2931(内線2640)

令和4年9月24日
第七管区海上保安本部

ネコの「目」借りてでも見張り徹底

～命を守る「秋季安全推進活動」を実施します。～

第七管区海上保安本部では、気象海象が厳しくなる冬季を前に漁船海難の防止を目的とした「秋季安全推進活動」を推進していきます。

1 秋季安全推進活動

期間：10月1日（土）から10月31日（月）までの間

目的：同時期に実施される「全国漁船安全操業推進月間」（幹事（一社）大日本水産会）に併せ、気象海象が厳しくなる冬季を前に沿岸域を操業の場とする小型漁船船長をはじめとした漁業関係者に対して安全指導を集中し実施することで、海難防止思想の普及・高揚を図り、漁船海難の防止を目的としています。

2 重点事項

漁船海難の傾向を踏まえ、期間中、新型コロナウイルス感染症対策の実施にも十分留意したうえで安全啓発活動を実施していくこととし、管内所在の漁業協同組合のみならず、海事関係機関・団体等と連携し、漁船の海難原因では見張り不十分が最も多い現状を踏まえ

常時適切な見張りの徹底

を重点事項として安全指導・啓発活動を実施します。

3 見張りの徹底

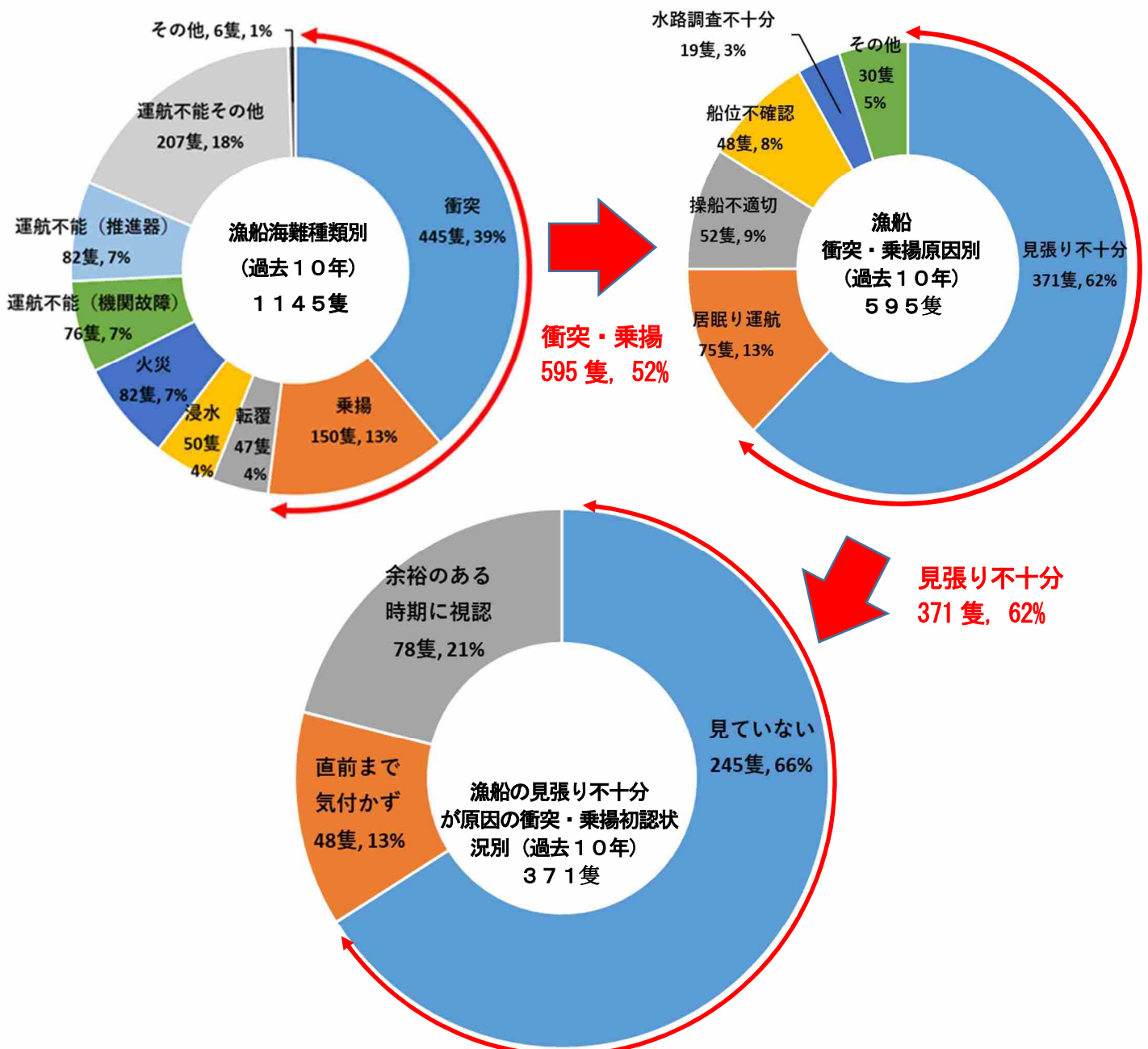
第七管区海上保安本部管内の平成24年から令和3年までの10年間における漁船海難は1145隻で、海難の種類別では衝突・乗揚が約半数の595隻（52%）となっています。

衝突・乗揚海難（595隻）のうち、371隻（62%）が見張り不十分で、さらにそのうちの245隻は「周囲を見ていない」つまり、全く見張りを行っていない状況での事故となっています。

また、令和4年は8月31日までに53隻の漁船海難が発生しており、そのうち衝突・乗揚が25隻と昨年の同時期より11隻の減少（昨年36隻）と減少傾向ではありますが、漁船海難の約半数を占めています。

25隻の衝突・乗揚の原因をみると、そのうちの16隻（64%）が見張り不十分によるものでした。

漁船の衝突事故の防止のため、基本的事項である見張りの徹底について安全指導を実施していきます。



漁船同士の衝突事故 ～基本的な見張りの徹底を！～

漁船Aの損傷状況

漁船A（船長1名乗組み）は、令和4年6月3日1430頃福岡県糸島市所在の野北漁港を出港した後、福岡県福岡市所在の小呂島の漁場にて漁を開始した。同日1600頃、漁を終え野北漁港に向け、自動操舵にて航行中、僚船から前方に船がいる旨無線連絡があり、レーダー及び目視にて右前方に船を認めたことから、同船のことだろうと臆断し、船首方向にいる漁船Bに気付かないまま自船の船首部を漁船Bの左舷側中央部に衝突させ、外板等を損傷させたもの。



漁船Bの損傷状況

漁船B（船長他2名乗組み）は、令和4年6月3日1200頃、福岡県糸島市所在の福吉漁港を出港し、同日1430頃から、衝突位置付近海域において漁を開始した。

同日1600頃、漁を終え乗組員全員で漁獲物の選別に没頭し、周囲の見張りを怠っていたことから、衝突する約10秒前に漁船Aを発見するも避航動作を取る間もなく、自船の左舷側を漁船Aの船首部に衝突させ、船首部を損傷させたもの。



第七管区海上保安部管内の詳しい海難・人身事故統計はこちらから

URL:<https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kaiko/anzen taisaku/kainan/kainannogenkyoutotaisaku.pdf>



秋季安全推進活動期間

【期間：令和4年10月1日～10月31日】

漁船の衝突・乗揚海難の
約8割は**見張り不十分**です。

海難 **ZERO** にゃん！

- 常時適切な**見張り**の徹底
- **気象・海象**情報の入手活用
- **自己救命策**確保の推進



第七管区海上保安本部